

紺綬褒章推薦のご案内

紺綬褒章とは

紺綬褒章は国の褒章制度のひとつで、公益のために、私財（個人は 500 万円以上、法人等は 1,000 万円以上）を寄附した方に授与されます。

本学は、内閣府賞勲局より、公益のために私財をご寄附された方に授与される「紺綬褒章」の公益団体認定を受け、寄附者様のご意向を確認のうえ、本学から文部科学省に申請（その後文部科学省を経て内閣府へ提出）いたします。

個人での受章

個人で公益のために 500 万円以上寄附した方には下記のとおり授与基準により、褒章、章記、木杯 が授与されます。

ご寄附額により授与されるもの

ご寄附の金額	授与されるもの
500 万円以上	紺綬褒章、章記
1,500 万円以上 2,500 万円未満	紺綬褒章、章記、木杯第五号
2,500 万円以上 5,000 万円未満	紺綬褒章、章記、木杯第六号
5,000 万円以上	紺綬褒章、章記、木杯第七号

法人での受章

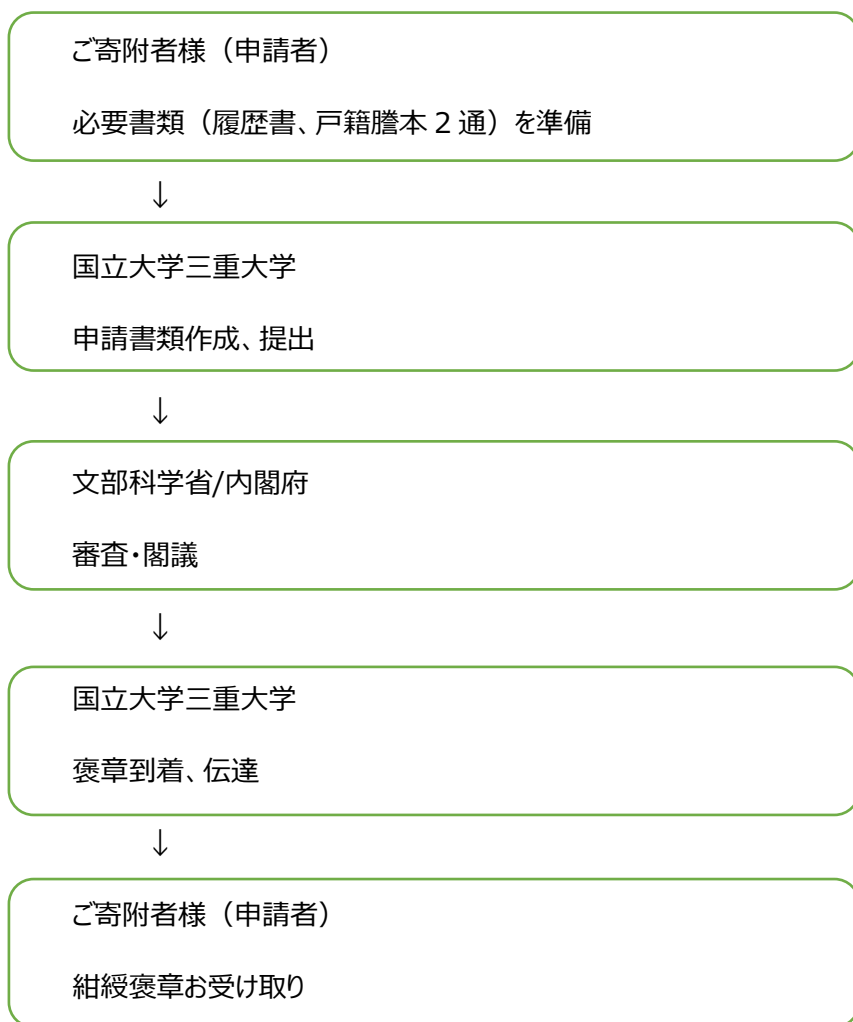
法人等で 1,000 万円以上ご寄附された場合、受章者名を法人等とした褒状が授与されます。

申請に必要な書類（個人）

- ①履歴書（本籍、現住所、氏名、生年月日、学歴、職歴、賞罰等記載）
- ②戸籍謄本（2通）

* 法人等の必要書類は、推薦のご連絡時にご案内します。

ご受章までの流れ（個人）



* 申請から受章までおおよそ1年ほどかかります。また、閣議決定後、1～2か月ほどで三重大学に届きます。

* 審査については、内閣府賞勲局で行われますので、受章の確約はできかねます。併せて、審査内容、審査結果の理由についてのご回答もできかねますことをご了承ください。